

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和5年8月1日（火） 午前 9時47分から 午前11時10分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p><b>【出席者】</b>                  稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、                  清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、                  山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、                  紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、                  野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）                  櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、                  福田同課政策企画係長</p> <p>（担当課2）                  佐藤職員課長、古瀬同課長補佐兼給与厚生係長、                  金井同課同係主査</p> <p>（担当課3）                  奥田財産管理課長、中谷同課主幹兼課長補佐、                  山崎同課財産管理係長</p> <p>（担当課4）                  濱福祉部次長兼障害福祉課長、小笠原福祉相談課長、                  菅野同課主幹兼課長補佐、平岡同課地域福祉係長、                  高橋こども未来課長、石田同課長補佐、鈴木健康づくり課長</p> <p>（事務局）                  櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、                  山本同課政策企画係主任</p> <p><b>【欠席者】</b>                  なし</p>

議題	1 令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案） 3 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針 4 （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想（素案）	
会議資料	（議題1） ・【資料1】令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要） ・【資料2】令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） （議題2） ・【資料3】会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について（案） （議題3） ・【資料4】朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針について ・【資料5】朝霞市公共施設等マネジメント実施計画《抜粋版》 ・【資料6】定期施設点検チェックシート ・【資料7】施設カルテ （議題4） ・【資料8】（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想（素案）概要版（案） ・【資料9】（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想（素案）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：福田政策企画課政策企画係長）

令和5年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）について、資料1に基づき説明する。

報告書の構成としては、Ⅰとして行政評価制度の概要、Ⅱとして令和4年度に実施した施策ごとの行政評価の結果、Ⅲとして結果の活用と制度の改善について、記載している。

次に、令和4年度行政評価の結果について説明する。

「（1）行政評価の概要」について、資料2の5ページに記載しているが、令和3年度から開始された後期基本計画の中柱にあたる79の施策全てについて、各所管課で評価を実施しており、評価の一覧は30ページ、31ページに掲載している。

評価方法としては、施策ごとに後期計画終了時の目標に対する進捗度と、必要性の2項目について評価を行っており、各評価は4段階で、数字が大きいものほど進捗が良く、必要性が高いという評価になっている。

「（2）施策の分析」については、資料2の5ページ及び6ページに掲載しており、79全ての施策について傾向分析を行っている。

「①施策の進捗度」について、79施策のうち、73施策が4の「極めて順調」又は3の「おおむね順調」の評価、6施策が2の「やや遅れている」の評価であるが、これはコロナ禍からの回復で、イベント等を実施できるようになったことに加え、物価高騰等の対策に関する事業を行ったことなどにより、昨年度と比較し、上向きの評価になっている。

「②施策の必要性」については、79施策のうち、13施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、66施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価となり、2や1の評価はなかった。

「③クロス分析」については、施策の進捗度と必要性について分析を行い、3施策が「必要性が4、進捗度が2」の評価となり、これらの施策は資料1の裏面に参考として記載している。

最後に、「④政策分野ごとのまとめ」として、総合計画において、6つに区分された政策分野について、その大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて記載しており、その内容は、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で作成している。

そのほかの内容として、資料2の28ページに、行政評価結果の活用と改善について記載しており、直近では、令和3年度から後期基本計画が開始したことを踏まえ、昨年度に実施した評価から、行政評価シートの様式を見直している。

また、29ページから33ページまで、参考資料として、行政評価実施要綱、施策一覧、施策評価シートの様式を掲載している。

説明は、以上である。

【意見等】

（清水市民環境部長）

進捗度が低い施策として、市民環境部が所管する施策が3つ載っている。

それらの施策の進捗度を測る指標は、CO<sub>2</sub>排出量、NPO法人数、施設の利用団体数となっているが、CO<sub>2</sub>排出量は増加しているなど、なかなか達成が難しい状況である。

(担当課1：櫻井政策企画課長)

進捗度が低調に終わった一因として、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものと思われるが、感染症の位置付けが5類になったため、最終年度に向けて取り組んでいただきたいと考えている。

指標の見直しについては、今年度から第6次総合計画の策定を進めていくが、併せて第6次の行政評価の在り方についても検討していくので、指標の見直し方法も含め、皆さんの意見も聞きながら作り上げていきたいと思う。

なお、指標の部分について、基本的に大きな変更はしていないのが現状ではあるが、CO<sub>2</sub>の削減目標の算出方法が変更になったと聞いているため、所管課と調整し、変えられるところは変えていきたい。

(佐藤福祉部長)

指標の設定の仕方はやはり難しいところがある。

途中で情勢の変動などにより指標を変えたい場合でも、基本的に原則変えないものとなっているため、実態とかい離し、このような事象が生じているのかと思う。

行政評価のあり方を今後検討していくということだが、この点について、検討の余地があると思う。

(須田総務部長)

表現の仕方について、「進捗度」と「必要性」の記載の順序が一致していない箇所が見受けられるため、そろえた方が良いのではないか。

(担当課1：櫻井政策企画課長)

指摘の点について、全体を精査した上で修正する。

(須田総務部長)

総務部で所管する施策の「公共施設の効果的・効率的な管理運営」について、クロス集計の結果として進捗が芳しくない。

しかし、資料2を読んだときに、どのような理由で評価が低いのかわかりづらく、記述が足りないと感じているため、記載の仕方について調整させていただきたい。

(担当課1：櫻井政策企画課長)

施策評価シートのコメントの内容を参考に、事務局で評価内容を追記する。

追記した内容については、別途メールにて確認の依頼をさせていただく。

## 【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

### 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案）

## 【説明】

(担当課2：古瀬職員課長補佐兼給与厚生係長)

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給（案）について説明する。

まず、「1. 国の動向」についてである。

地方公務員における非常勤職員には、国の非常勤職員に支給可能であった期末手当が支給できないなど、処遇上の課題があったため、平成29年に地方公務員法及び地方自

治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月に施行されたことにより、会計年度任用職員に対し期末手当の支給が可能となった。

勤勉手当の支給については、法改正時において、国の非常勤職員に支給が広がっていなかったことなどを踏まえ、検討課題とされていたが、その後、令和3年度までの間に、対象となる国の非常勤職員に支給がされていること、また、地方公共団体における会計年度任用職員についても期末手当の支給が定着したこと等から、令和5年4月に地方自治法が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。

次に、「2. 市の現状と今後の対応」についてである。

本市の会計年度任用職員については、令和2年度の制度開始以降、条例等の規定により、支給要件を満たす常勤的な会計年度任用職員に対し期末手当を支給している。

なお、具体的な支給要件としては、任用期間が6か月以上、かつ、週当たりの勤務時間が15時間30分以上の者として、「朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則」第9条に具体的に規定されているが、勤勉手当については条例に規定がなく、現在のところ支給には至っていない。

今回の地方自治法の改正の主旨や、改正法の附帯決議において、全ての地方公共団体は、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に努めることが示されたことを踏まえ、本市においても常勤職員の取扱いとの均衡や、適正な処遇の確保の観点から、条例等の関係例規の整備を進め、令和6年度から常勤的な会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を実施したいと考えている。

次に、「3 勤勉手当の支給概要」についてである。

「(1) 主な支給要件」は、常勤職員との均衡を図るという観点から、現在の期末手当の支給対象と同じく、基準日に在職しており、任用期間が6か月以上、かつ、週当たり15時間30分以上勤務する者を対象としている。

「(2) 支給開始時期」は、先ほどの説明のとおり令和6年度からとし、6月期からの支給としている。

「(3) その他」として、算定の基礎となる勤勉手当基礎額や期間率及び成績率は、常勤職員の取扱いを基本とすることとしている。

次の「4 影響額」については、現在任用している会計年度任用職員の報酬単価等に変更がなかった場合の試算で、年間およそ1億5,000万円と想定している。

次の「5 条例改正時期」については、新たに予算を伴うこととなる場合は、必要な予算上の措置が適切に講ぜられる見込みが得られるまでの間、条例改正議案を提出することができないという地方自治法の規定があるため、令和6年度当初予算の議案を提出する令和6年第1回市議会定例会に、条例改正に係る議案を提出する予定としている。

最後に、「6 今後の検討課題」である。

「(1) 勤勉手当支給に伴う人事考課制度の見直し」だが、勤勉手当の支給に伴い、常勤職員同様、人事考課の結果を適切に反映する必要があることから、これまで会計年度任用職員に対し実施していなかった業績考課の導入やその対象範囲、考課の結果の反映方法などについて、今後検討する必要がある。

また、「(2) 勤勉手当支給に伴う影響に関する説明」について、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員本人の収入増により、配偶者が加入する社会保険の扶養から外れたり、住民税や所得税の課税対象となったりするなど、対象の会計年度任用職員に影響が生じることが想定されるため、適宜通知等で説明したいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(堤田監査委員事務局長)

扶養から外れるなら退職したいという者がいた場合には、新たに募集をする期間が必要であり、募集が遅くなると年度当初に欠員が生じる恐れがある。

会計年度任用職員に対する説明はいつ頃行うことを想定しているか。

(担当課2：佐藤職員課長)

会計年度任用職員に対しては、この基本方針が固まり次第周知を行い、説明会を行う必要があると考えている。

会計年度任用職員だけでなく、任用担当の職員向けの説明会も必要であり、その後の事務のことも考慮すると年内には行うことが必要と考えている。

指摘のとおり、扶養から外れるのであれば退職するという者が出る可能性があるため、各課における再度任用の事務についても、例年より早めに進めることが望ましいと思う。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

時給も年々上がってきており、更に勤勉手当も支給されるとなると、制度が変わらない限りは多くの会計年度任用職員が扶養から外れてしまうと思う。

そのような中で扶養内の所得を維持しようとする、会計年度任用職員の勤務時間数を減らすしかなく、それにより常勤職員の仕事への影響が大きくなってくると思うが、このことについて何か考えはあるか。

(担当課2：佐藤職員課長)

会計年度任用職員は、各所属の業務に応じて必要な人工を設定し、任用しているという認識である。

扶養内を維持するために、勤務時間数を減らすという方法が適当であるかは明言できないが、改めて事務ごとに必要な人工を確認した上で、勤務時間数を減らす一方ではなく、場合によっては増やすということも方法の1つであると考えている。

具体的な方法については、各所属の業務内容を詳細に把握していないので、職員課として示すことはできないと考えている。

(紺清会計管理者)

資料にモデルケースとして示されている年収133万円というのは、扶養から外れることでその恩恵を受けられなくなり、勤勉手当支給のメリットを感じにくい金額だと思う。

それであれば、更に年収を増やすために、勤務時間数を増やすということも視野に入れて良いのか。

(担当課2：佐藤職員課長)

業務として半日が適当だという場合もあり、また、人工の状況もそれぞれあると思うが、勤務時間数を増やすことで、新たに、市に社会保険料の負担が生じることもあるため、その点も考慮の上で判断してもらいたい。

(佐藤福祉部長)

支給月数は職員と同じか。

継続して任用したいということは前提として、勤務時間数を短くしてでも同じ人を任用するか、扶養から外れてしまうことで退職されてしまうとしても勤務時間数を維持するか、各担当での判断になると思うが、会計年度任用職員から相談があった場合には、個別の年収の見込額を示すなど、サポートをお願いしたい。

(担当課2：佐藤職員課長)

支給月数についてはその通りである。

各個人の年収の見込額については、見込額を算定するための計算式を示したいと考えている。

(益田上下水道部長)

具体的に、年収がいくら以上になると扶養を外れるのか等、年収が増えることでどの

ような影響が生じるかということが一番知りたいことだと思うので、そのようなことが明確にわかる資料があると、会計年度任用職員への説明をする上で有効だと思う。

(担当課2：佐藤職員課長)

その点も含めた周知方法等について、考えていきたい。

(麦田こども・健康部長)

すでに法改正がされているため、制度変更があることを会計年度任用職員に対して伝えても構わないか。

各会計年度任用職員が、今後どのような働き方をしていくか考える時間が必要であるため、できるだけ早期に制度変更について正式に話せるようにしてもらい、また、周知については、可能であれば職員課による説明会という形で行ってほしい。

(担当課2：佐藤職員課長)

市の方針としては決定していないが、国でこのような動きがあるということは伝えてもらって構わない。

この基本方針が決定した場合には、まずは8月又は9月頃に通知という形で決定した内容を全庁に示したいと考えている。

説明会については、その後、年内を目途に実施したいと考えている。

(須田総務部長)

この勤勉手当については、法律が改正されても、市の条例が改正されないと支給ができないものである。

また、先ほどの説明のとおり、条例は3月にならないと改正できないため、現在は市としてこのような方針である、という説明しかできない状況である。

全体に与える影響が非常に大きいとは承知しているので、今回、方針だけでも早期に決定したいというものである。

なお、補足として、最低賃金が上がる見込みである。

埼玉県における最低賃金はまだ示されていないが、その額によっては10月から時給を上げることが必要になり、そのような場合には、現在、扶養の範囲内で働いている者に影響が出ることも考えられる。

また、最低賃金は上がり続けているため、ずっと扶養の範囲内で働き続けるというのは、社会の情勢的に難しくなっていると思う。

市からの支給額は扶養の範囲内でも、ダブルワークをしている等、人によって様々な働き方をしていると思うので、モデルケースなども示しながら、今後の任用について検討してもらうことになるのではないかと。

(紺清会計管理者)

近々出される予定の人事院勧告は、会計年度任用職員に影響はあるのか。

(須田総務部長)

例えば、期末手当が上がれば、支給対象者に影響が出る。

また、フルタイムの会計年度任用職員については、これまで人事院勧告の内容を次年度から反映させていたが、正規職員と同じように当該年度から反映させるということが検討されており、その場合には4月に遡って給料が上がることとなる。

ただし、フルタイムの任用の場合、既に扶養の範囲外となっていることがほとんどのため、影響は少ないと思われる。

(堤田監査委員事務局長)

今回の制度の適用要件として、週当たり15時間30分以上の勤務というものがある。

半日勤務、0.5人工の者を2名雇うことで1人工とするという運用があるが、これまで、扶養の範囲内で働けることから半日勤務の希望者がいたのだと思う。

今後、半日勤務では扶養の範囲内で働けなくなってくることが想定される中で、0.5

人工という雇い方を改めていく必要があるのではないか。

今後、更に給料が上がっていくと0.5人工での働き手がいなくなってしまうと思うので、今すぐの話ではないが、1日6時間や7時間で働けるという枠を作っていくなど、運用を考えていく必要があると思う。

(佐藤福祉部長)

支給月数が資料に記載されていないため、示した方がわかりやすいのではないか。

(担当課2：佐藤職員課長)

「3 勤勉手当の支給概要」の(3)にある成績率が支給月数に当たるものだが、月数を明記することで固定されてしまう恐れがあることから、表現上で意図的に固定の月数は明記していない。

(稲葉市長公室長)

常勤職員の場合の例を明記することはできないか。

(担当課2：佐藤職員課長)

そのように対応させていただく。

### 【結果】

指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとする。

### 【議題】

## 3 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）策定方針

### 【説明】

(担当課3：奥田財産管理課長)

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画は、令和3年2月に策定されたもので、今年度から第2期計画の策定に向け、改定作業を行う。

今回、政策調整会議の議題としたのは、同計画の対象範囲が、全庁に関わる分野であることから、第2期計画策定の着手に先立ち、その策定方針などについて承認いただきたいと考えたためである。

第2期計画策定の方針は、資料4上段のとおり、3つの方針案を掲げている。

まずは、第1期計画策定（現在の計画）から2年程度しか経過していないことから、第1期計画の骨格を維持していくことである。

その上で、2つ目として、今回の改定では各施設の改修工事などの実績や施設健全度、施設重要度を再評価し、資料5の63ページの改修の優先度総合評価や、67、68ページの具体的な実施時期などを位置づけた改修計画の見直しを実施したいと考えている。

そして、3つ目として、計画期間内においても随時改修計画を見直すための方策を検討していくことである。

次に策定体制だが、「①朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会」と併せて、公共施設を所管する課の実務担当者で組織する検討会議を新たに立ち上げ、検討したいと考えている。

なお、市民からの意見の聴取として、パブリックコメントの実施を予定している。

市民などの外部の方を交えた委員会を立ち上げも検討したが、本計画が実施計画レベルの計画であること、第1期計画策定からまだ間もないこと、加えて計画の骨格には手を付けないことを踏まえて、庁内による検討により策定作業を進めたいと考えている。

次に、第2期計画策定の主なスケジュールだが、令和5年度と6年度にわたって作業



し、令和7年3月に完了する予定としている。

また、作業の進捗や見直し状況などの策定過程を市ホームページに掲載し、情報の公開を随時行う予定である。

最後に、配付している資料6、7だが、資料6施設点検チェックシートは施設健全度を、資料7施設カルテは施設重要度を再評価する際に使用する資料で、それぞれ参考として市庁舎のものを添付している。

説明は以上である。

#### 【意見等】

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

第1期計画の骨格は変更せずに策定を進める、というのはどのような意味か。

また、計画期間が令和8年度から、策定が令和7年3月とあり、1年ずれているように感じるが、これはどのような意図か。

(担当課3：山崎財産管理課財産管理係長)

骨格は変更しないという意味として主に2つあり、1つ目は、計画の中身として、目次などの構成を大きく変更しないというものである。

2つ目は、第1期策定の手法と同様に、施設点検や施設カルテの内容を踏まえて計画の策定をしていくという、策定の手法を変更しないというものである。

計画策定の年度と、計画開始の年度が1年ずれているのは、公共施設の改修等には予算が必要であることから、令和7年度中に予算確保を行い、令和8年度から円滑に工事が実施できるよう、1年前倒して計画を策定するためである。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

先ほどの説明で、市民等を交えた委員会を立ち上げない理由の1つに、計画の骨格を変更しないことが挙げられていたが、市民参画という視点では、今の理由だと少し弱いように感じた。

(担当課3：奥田財産管理課長)

骨格を変更しないということについては、計画の中に位置付けている理念、目標、具体策、進捗管理なども動かさずに改訂していく。

今回は、機械的に過去の実績や施設の利用状況等の数字を更新し、改修計画等を変更していくことを考えている。

(稲葉市長公室長)

最新の数字に更新し、場合によっては改修する施設の順番も変更するのか。

(担当課3：奥田財産管理課長)

計算の結果として、順番を変更する可能性もある。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

公共施設は市民も多く利用するものであるが、議会への説明はどのように考えているか。

説明を行う時期として、住民説明会の前や、計画ができた後などが想定されると思うが、対応について、現時点で決まっていることがあれば教えてほしい。

(担当課3：奥田財産管理課長)

今のところは未定である。

(稲葉市長公室長)

最近では、全員協議会と住民説明会を同時期に行った上で、パブリックコメントを行うのが一般的な流れである。

内容によるため、必ずしもそれが良いということではないが、このことを考慮の上で検討してもらいたい。

(須田総務部長)

議会において、学校施設を本計画に含めないのかという質問があるが、それについてはどのように考えるか。

(担当課3：奥田財産管理課長)

実務的な面として、仮にこの計画に学校施設を入れた場合には、上位がすべて学校施設になってしまい、他の施設の順番が回ってこないことが懸念点ではある。

(須田総務部長)

全庁的に、そういうものを作るべきだという意見があり、結果として学校施設ばかりが上位になってしまったとしても、それは仕方ないことだと思う。

学校側でも、現在は方針しかないため、実施計画を作っていきたいという話もあるようだが、一体としてやっていくべきということであれば、今なら学校施設を含めることができる。

(野口学校教育部長)

学校施設は別物と考え、連携しながら進めていくという捉え方をしている。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

上下水道等のインフラ系設備はどのようになっているか。

(担当課3：奥田財産管理課長)

本計画と同等の個別計画があるため、含まれていない。

(山崎都市建設部長)

上位計画である総合管理計画においては、公共施設の延床面積を減らしていくという目標が示されている。

この計画では基本的に改修という観点になっているが、今後、床を減らすという方針が出てくるのか、または当面は維持するものなのか、この10年間のスタンスをどのように考えているか。

(担当課3：山崎財産管理課財産管理係長)

総合管理計画においてはそのように記載しているが、現時点では人口や施設の利用率が増えていっていることから、延床面積等を減らすという考えはない。

一方で、本計画を3期、4期と策定する上では、そのような視点も必要となってくる可能性があるため、今後の人口推計等も勘案しながら検討したい。

(須田総務部長)

延床面積の削減について、この計画の中で示すべきなのかということもある。

総合管理計画では、全施設を維持することは費用負担が膨大になることから困難であるため、その対応方針の1つとして床面積の削減という方法が示されている。

この計画は、老朽化している公共施設をどのように維持していくかという手法等についてのものであり、市として公共施設を維持していくかという政策的なものまで含まれていない。

現在の建物を建て替えるか、複数の施設を集約するか等の方針について、この計画の中でやっていくのは難しいと思う。

## 【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

4 (仮称)朝霞市福祉等複合施設基本構想 (素案)

## 【説明】

(担当課 4：営野福祉相談課主幹兼課長補佐)

まず、基本構想の内容に先立ち、本事業の経緯について説明する。

令和元年の台風第19号により、災害時ボランティアセンターの役割も担っている総合福祉センターが浸水被害に遭い、機能不全に陥る事態となった。

また、新型コロナウイルス感染拡大における支援策である生活福祉資金の貸し付け事務では、市役所や駅から離れた総合福祉センターまで申請に行く必要が生じた。

このようなことは、議会においても指摘のあった点でもあり、課題としていたところ、旧溝沼浄水場跡地に児童館や子育て世代包括支援センター設置の構想が示されたことから、社会福祉協議会の一部機能の移転も含め、福祉等の拠点施設として設置に向けた検討を行ってきた。

それでは、基本構想について説明する。

はじめに、基本構想の全体的な構成としては、「1. 基本構想策定の目的」から始まり、「7. 導入機能」までの7つの章で構成されている。

第1章では基本構想策定の目的を、第2章となる2ページから10ページまででは複合施設建設に関連する計画と概要を掲載している。

次に、11ページから16ページまでの第3章では、複合施設の必要性を整理している。

11ページの図表12では、朝霞駅周辺と朝霞台駅周辺の主な公共施設の比較を行っており、朝霞台地域の利便性向上のため、不足している機能の拡充を検討していくことが求められていると記載している。

17ページから19ページまでの第4章では、計画候補地の概要について、計画地の立地特性や概況、災害リスクなどについてまとめている。

ここまでの各計画の位置づけや、複合施設の必要性など、複合施設の計画を進めていく中での導入部分であり、以降のページは基本構想の核となる部分として、今後の全員協議会、住民説明会、パブリックコメントで重要な箇所になると考えている。

20ページから22ページまでの第5章では、町内会や近隣にある福祉事業者に実施したニーズヒアリングの結果を掲載しており、これらの意見のうち、主なものをまとめたのが22ページの図表20となっている。

続いて、第6章では、ニーズヒアリングの結果を踏まえ、複合施設のコンセプトや利用者像、施設利用イメージなどを23ページから26ページまでにまとめている。

まず、コンセプトとしては、朝霞台地域の福祉拠点として、地域交流の中心となるよう、「地域に開かれた、誰もが気軽に利用できる福祉・交流拠点」としている。

次に、施設利用のイメージについては、福祉事業の利用者のみならず、子育て世代、高齢者、障害者、一般住民など幅広い世代の利用を想定し、気軽に立寄れる居心地のよい空間とし、また、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、災害時には災害対応支援にも寄与する施設としている。

これらのコンセプト、利用イメージに基づく施設整備の考え方としては、26ページ中段に記載した「地域に開かれた福祉・交流活動の拠点」、「誰もが気軽に利用できる多様な世代の交流の場（居場所）」、「災害時には、災害ボランティアセンターとしての機能」としている。

最後に第7章では、前段の施設整備の考え方を踏まえ、想定される機能を27ページから29ページまでに掲載した。

この導入機能の設定に当たっては、立地場所が駅周辺であり、限られた面積での建設となることから、できる限り朝霞台地域に不足している機能を中心に選択する必要がある。

ると考えている。

このようなことを踏まえ、市民ニーズがあり、かつ、朝霞台地域に不足する機能として導入機能を検討した結果が、児童館、子育て世代包括支援センター、福祉相談機関、災害ボランティアセンター、防災倉庫、交流スペースとなっている。

また、駐車場については、建物下に約10台程度を見込んでいる。

以上が基本構想だが、児童館をどのようなコンセプトとするか、福祉相談機関として社協をどの程度移転するかなどの具体的な内容については、今後行われる基本計画の策定時で検討することになる。

今後の基本構想に関する予定としては、8月25日に全員協議会、8月30、31日に産業文化センターで住民説明会を行い、9月1日から10月2日までパブリックコメントを行う予定となっている。

説明は以上である。

### 【意見等】

(毛利危機管理監)

資料9の28ページ及び29ページに、導入機能の「防災機能の拡充」として、災害支援ボランティアセンターとしての活用、防災倉庫、帰宅困難者の一時避難所という記載がある。

一方で、地域住民の避難所機能という記載もあるが、ここを新たに避難所として加える想定なのか。帰宅困難者の一時避難所という想定なのだとすると、住民に誤解を与えてしまうと思うが、どのような考えでの記載か。

(担当課4：営野福祉相談課主幹兼課長補佐)

想定としては帰宅困難者の一時避難所であるので、修正させていただく。

(佐藤福祉部長)

水害発生時などに、一時避難所として市民会館や市民センターを開けることがある。

この施設においても、同様の一時的な避難所としての活用も可能かと思うが、そのような想定はしなくても良いか。

(毛利危機管理監)

使うことはできると思うが、避難所としての活用期間や、避難所の運営をどこが行うのかという点等など、そこまでの調整がされていない現時点では何とも言えない。

また、避難所は多いに越したことはないが、データ的に見れば、水害時における避難所数は充足しているのではないかという感覚があり、新たに避難所を増やすという考えが出てこないため、今の段階での判断が難しい。

(山崎都市建設部長)

資料8の1ページ及び資料9の8ページに、関連計画として都市再生整備計画が掲載されているが、朝霞市立地適正化計画の方がより具体的に書かれているため、引用するのであればそちらを使っただき、都市再生整備計画については削除していただきたい。

また、資料8の2ページ(3)に「朝霞台地域への一部機能移転」という記載があるが、何を移転するのかわかりづらいため、記載内容を検討していただきたい。

(担当課4：営野福祉相談課主幹兼課長補佐)

検討させていただく。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

コンセプトとして、「地域に開かれた、誰もが気軽に利用できる福祉・交流拠点～朝霞台地域の活性化につながるまちなか回遊拠点の形成～」とあるが、前段と後段で内容が合っていないように感じる。また、活性化という表現は経済的なイメージで捉えられて

しまうと思うので、他に適切な表現がないか検討してもらいたい。

施設整備の考え方の中に、「民間活力の活用」という記載があるが、現時点で具体的な内容がないのであれば、掲載を検討してもらいたい。

関連計画として、公共施設等総合管理計画が挙げられているが、この計画は既存施設の複合化についてのものであって、今回のような新築のものにはすぐわないと思うので、削除した方が良いと思う。

その他、まちづくりに関わる内容が多いため、改めて内容を精査したいと考えているが、この後の修正は可能か。

(佐藤福祉部長)

来週の月曜日までに指摘いただければ、修正可能である。

(須田福祉部長)

一部同様の指摘になるが、資料9の9ページに公共施設等総合管理計画、10ページに公共施設等マネジメント実施計画の内容が掲載されているが、これらの計画では、公共施設の延床面積の縮減が必要であり、その手法の1つとして既存の施設の複合化が挙げられている。

一方、今回は既存施設の複合化ではなく、新たな施設を建築し、むしろ延床面積が増えるものであるため、これらの計画は削除した方が良いと思う。

また、20ページの市民ニーズについて、ヒアリングを実施した内容を列挙するだけでなく、その意見を踏まえてどうするのかを具体的に書かないと、基本構想として書き込みが足りないのではないか。

(担当課4：菅野福祉相談課主幹兼課長補佐)

例えば27ページに、市民ニーズを踏まえ、想定される導入機能を設定するという記載をしている。

(須田総務部長)

つまり、市民の意見を反映させた施設にするということか。

(担当課4：菅野福祉相談課主幹兼課長補佐)

そのとおりである。

(益田上下水道部長)

市民の意見を踏まえることは当然として、その一方で、この土地は駅から近く、価値が高い場所であるため、行政としていかに効率的に使うかという視点も重要ではないか。

行政として、なぜこのような施設にするのか、そのことも含めた説明ができるようにしておく必要があると思う。

(山崎都市建設部長)

情報共有だが、当初、ここに社会福祉協議会の事務所を移転させる計画があったが、都市計画上この地域に事務所を入れるには、要件緩和のために、立地適正化計画を作った上で国土交通大臣の承認を受ける必要があったことから、都市建設部で国土交通省と協議を行っていた。

その後、事務所機能ではなく、相談機能のみ移転する予定になったと福祉部から聞いたため、協議は不要になったと認識し、すでに国土交通省との協議は終了している。

(須田総務部長)

資料9の21ページ(6)に、市民の意見として、出張所や地域包括支援センターを入れたらよいという記載がある。

一方で、27ページにおいてはこれらの意見について何も触れられていないが、これはどのように考えているのか。

(担当課4：菅野福祉相談課主幹兼課長補佐)

どのような施設にするかについては、11ページの図表にあるように、朝霞駅周辺と

比較して朝霞台駅周辺に不足している施設、機能を重点的に入れていくというのが今の考えである。

(須田総務部長)

その点をわかるように記載してもらいたい。

(担当課4：宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

そのように対応させていただく。

**【結果】**

指摘のあった内容について一部修正し、事務を進めることとする。